

## 制度概要

- 2024年の自動車運転業務における労働基準法上の時間外労働の上限規制適用に備え、トラック運送事業者等が実施する中継輸送等の実証実験の取組に対し、支援を行う。

## 補助対象事業者

- 県税に未納がないこと
- 貨物自動車運送事業法第3条に規定する国土交通大臣の許可を受けた者又は運送事業者に貨物の輸送を委託する者

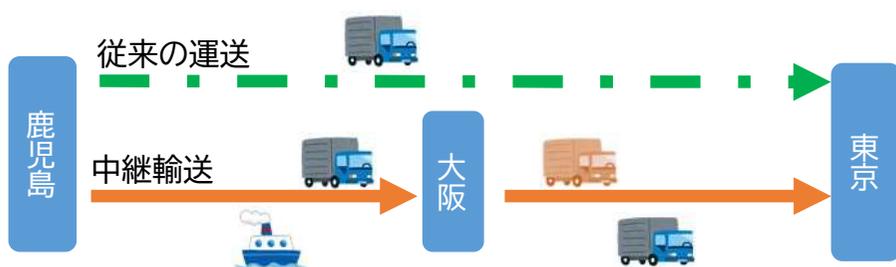
## 補助対象経費

- 中継輸送の実証実験(ドライバー交替方式, トレーラー・トラクター方式, 貨物積み替え方式, 他モードへの転換等の取組)により発生する拠点使用料, 荷役コスト, 運行経費, 人件費等
- その他, 知事が認めるもの

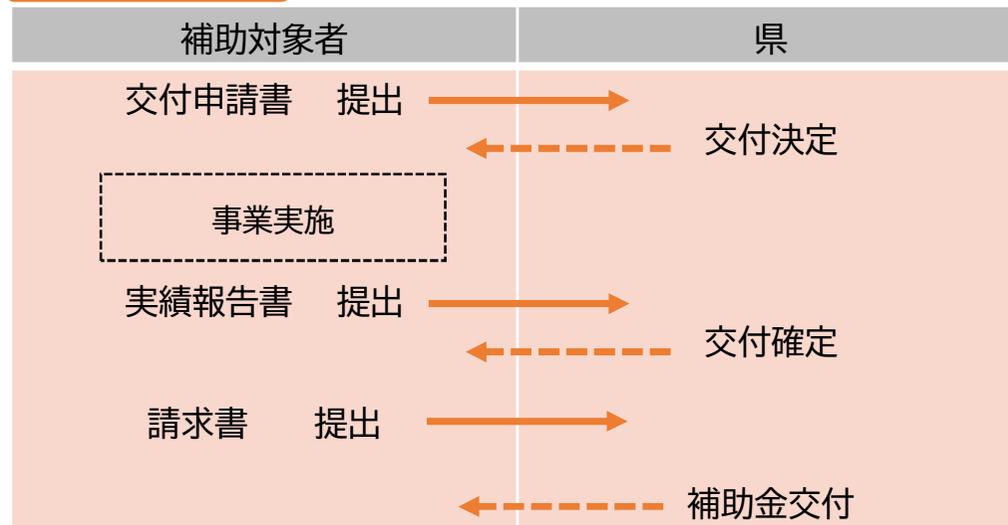
## 補助金の額

- 補助対象経費の1/2以内とし, 予算の範囲内で補助
- 1回の実証実験にかかる補助上限額は50万円
- 1事業者における補助上限額は200万円

## イメージ



## 手続きの流れ



## 留意事項

- 複数の事業者(下請け含む)が重複して申請することのないよう, 実証実験の関係者間で調整のうえ, 「運送事業者」か, 運送事業者に輸送を委託する「荷主」のいずれか単独で申請してください。
- 申請にあたっては, 労働時間の短縮に向けてどのような実証実験を行うのか具体的に記載してください。
- 交付申請書の申請期間は12月28日までです。
- 補助対象となる取組は, すでに取り組んでいるものではなく, 中継輸送を活用した, 新たに取り組む実証になります。
- 補助対象期間は, 令和5年7月27日～令和6年3月31日に行う取組となります。
- 申請件数が多く予算を大幅に超過する場合は, ホワイト物流推進運動への宣言有無などの優先採択基準により採択させていただきます。
- 補助対象者から, 実証実験の成果を発表していただくことを想定しています。